

議案第 1 号

市長等の印西市に対する損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定
について

市長等の印西市に対する損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

市長等の印西市に対する損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」とい
う。）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員
若しくは委員又は職員（法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命
令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償
する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行
うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額
から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 4 第 1 項
第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲
げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得
た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は
監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

2 前項の規定は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て、免れさせることを妨げるものではない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。